

問い合わせ先

横浜地方海難審判所

書記官 金ヶ崎嘉智彦

直通 045-201-7501

平成25年3月26日

海難審判（裁決言渡）について

- 1 事 件 名 モーターボート ミッカビユースセンター
被引カッター（船名なし）転覆事件
- 2 審判開廷期日 平成25年3月26日（火）09時30分
- 3 審 判 官 供 田 仁 男（審判長）
- 4 理 事 官 甲 斐 賢一郎
- 5 受 審 人 檀 野 清 司（ミッカビユースセンター船長）
- 6 補 佐 人 早 川 修

7 審理の経過

本件は、平成23年5月31日横浜地方海難審判所理事官黒田敏幸から審判開始の申立てを受け、平成24年8月30日及び同年9月26日の2回にわたり審理を行い、本日の裁決言渡となった。

8 事件発生年月日時刻及び場所

平成22年6月18日 15時25分
静岡県浜名湖

9 事件の概要

本件は、静岡県立三ヶ日青年の家（以下「青年の家」という。）で実施されている自然体験活動の一環としてのカッター訓練が、静岡地方気象台から遠州南に大雨・雷・強風・波浪・洪水注意報（以下「注意報」という。）が発表される中、カッターA艇から順にD艇までの4艇で行われ、同C艇に乗船していた生徒が船酔いでかいを漕ぐことができない事態が発生し、檀野受審人は、救助活動のためミッカビユースセンター（以下「ミ号」という。）にほか1人と乗り組み、青年の家の船だまりを発し、浜名湖北部で救助を求めて漂泊している同C艇に向かった。

ミ号は、カッターC艇の曳航を開始したが、同C艇が曳航されながら左舷側から打ち込んだ湖水が排出されないまま、左舷側への傾斜が増すにつれて、船首が右に振れたところ、曳航索によって横引きされ、左舷側に転覆し、艇指揮と何人かの生徒が水中に投げ出されたほか、艇長と他の生徒が船底を湖面上に出した同船の中に閉じ込められ、その後、4人の生徒を除き、自力で船外に脱出した。

当時、天候は雨で風力4の南西風が吹き、南西方からの波高1メートルの風浪が

あり、潮候は下げ潮の末期であった。

檀野受審人は、カッターC艇が転覆しているのを認めて消防署に連絡し、艇長、艇指揮と8人の生徒をミ号に引き上げて青年の家に帰らせ、泳いで同C艇に行き、船内に生徒3人を発見して1人ずつ船外に連れ出したが、体力の限界を感じてもう1人の生徒を探すため、更に潜ることができず、消防署の救助活動が始まるのを待ち、消防署の救助隊にもう1人の生徒の捜索を依頼し、続いて到着した警察署の小型艇で生徒と一緒に湖畔に搬送され、生徒だけを上陸させて、再び同船で転覆現場に戻り、消防署の救助隊員から、捜索したが、船内に生徒はいなかったとの返答を得て、同現場を離れた。

その結果、カッターC艇に損傷はなかったものの、かい1本が折損し、生徒1人が後に船内で発見され、溺死と検案された。

10 原因及び受審人の行為

原因

本件転覆は、浜名湖において、ミ号が、風と風浪に抗してC艇を曳航する際、同船の傾斜を抑制するための指導が不十分で、曳航中、同船船内に打ち込んだ湖水が排水されないまま、左舷側への傾斜を増した同船を横引きしたことによって発生したものである。

受審人 檀野清司

檀野受審人は、浜名湖において、風と風浪に抗してC艇を曳航する場合、同船に湖水が打ち込んで船体の左右への傾斜が大きくなると、同船の船首が振れて横引きしたときに転覆させるおそれがあったから、滞留水が増えたならば曳航を中断して同水をくみ出すことができるよう、滞留水の増加状況を細かく報告することなど、C艇の傾斜を抑制するための指導を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、くみ出さなければならないほどの湖水が滞留することはないと思い、C艇の傾斜を抑制するための指導を十分に行わなかった職務上の過失により、同船船内に打ち込んだ湖水が排水されないまま、左舷側への傾斜を増して船首が右に振れたC艇を横引きして、同船が転覆する事態を招き、同船のかいを折損させ、乗船していた生徒1人を溺死させるに至った。

以上の檀野受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2箇月停止する。

参考図添付

参考図

88

天神山

静岡県
浜松市

浜名湖

三ヶ日青年の家
静岡県立

1521半 カッター (船名なし)
(7.00m)
ミツカピユースセンター
(7.00m)

3.7km Δ 235

1525

[H22. 6. 18. 1525]

